

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	和エンジニアリング株式会社	代表者氏名	岡崎 義和
主たる営業所の所在地	高知県高知市北本町4-3-25		
許可番号	高知県知事許可 (特)第7718号	許可を受けている 建設業の種類	建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 板 ガ 塗 防 内 絶 具

2 処分に関する事項

処分年月日	平成29年1月5日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項本文該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項に基づく指示</p> <ol style="list-style-type: none">今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。<ol style="list-style-type: none">今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。業務運営方法の調査点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備・強化を行うこと。建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育(以下「研修等」という。)の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。		
処分の原因となった事実	<p>和エンジニアリング株式会社は、建設業法第27条の23第1項により規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令に定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間に高知県(雇用労働政策課)が発注する工事を受注していた。</p>		
その他参考となる事項	-		